

写

平成25年3月15日

中津川市長 青山 節児 様

中津川市上下水道事業経営審議会

会長 斎 藤 幹 朗

下水道事業の経費回収率向上を目指した

使用料等の設定の適正化について

平成24年11月1日付け、中下水第64号で諮問がありました、中津川市下水道事業の経費回収率向上を目指した使用料等の設定の適正化について慎重に審議しました結果、別紙のとおり答申します。

はじめに

平成17年2月13日の市町村合併後、各地区で異なっていた下水道料金については、格差を正のため平成26年4月の市内統一に向けて平成23年7月より段階的に改定中であります。しかし、中津川市の「公共下水道事業」、「特定環境保全公共下水道事業」、「農業集落排水事業」「個別排水事業」4つの下水道事業会計の経営状況は、平成23年度決算で経費回収率が65.9パーセントと低く、収入不足を一般会計からの基準外繰出金に依存している状況であります。このことは、下水道受益者以外の市民が納めた税金で下水道事業が賄われている状況であります。また、平成27年度より地方交付税が減少することなども踏まえ、市長より経費回収率向上を目指した使用料等の設定の適正化についての諮問を受けました。現行収入と必要収入に基づいた算定を行い、今後の水洗化見込や収支見込を精査し、健全経営ができる適正な使用料設定について審議を行った結果、下記のとおりとなりました。

記

1. 下水道使用料等の改定理由について

- (1) 当市の下水道4事業会計は、一般会計からの基準外繰入金で実質収入不足を補っており自立できていない。
- (2) 経費回収率が65.9%と非常に低く、収入確保が必要である。
- (3) 施設の改築更新や耐震化のための費用の確保し、経営の健全化が必要である。

【使用料で賄うべき経費の収支状況（平成23年度決算）】

支 出	汚水処理費（維持管理費）	汚水処理費（資本費）
	793,597千円	522,885千円
使用料で賄うべき経費 1,316,482千円		

収 入	下水道使用料	一般会計繰入金
	867,785千円	448,697千円
経費回収率 65.9%		実質不足分

2. 下水道使用料等改定の基本方針について

- (1) 自主財源を確保し、一般会計からの基準外繰入金を減らす
- (2) 経費回収率の向上を図り、経営健全化を目指す

3. 下水道使用料等改定の内容について

(1) 使用料の設定（従量制と人数制）

- ①使用料設定を別表1のとおり改定し、改定時期は平成27年4月からとすること。
また、使用者の急激な負担増を緩和するため段階移行期間を設け、完了は、平成30年4月とすること。なお、段階移行期間は別表2のとおりとすること。
- ②平成26年4月以降に定額制を廃止すること。ただし、一般家庭で専用住宅の使用

者が水道水以外の水を下水道へ排除する場合は、新たに人数制を設定すること。

(2) 区域外流入工事費の市費負担制度の廃止

下水道事業計画区域に近接した土地に新たに住宅を新築する場合に 50mまでの下水道管工事費を市が負担する制度を廃止すること。

(3) 受益者負担金（分担金）一括納付報奨金制度の廃止

旧市内および福岡地区で実施している受益者負担金および受益者分担金の全額を一括納付したときは、当該納付額に 100 分の 13.5 を乗じて得た金額を一括納付報奨金として交付する制度を廃止すること。

(4) 水洗便所等改造資金融資あつ旋及び利子補給制度の廃止

下水道等の排水処理施設及び合併処理浄化槽を利用するため水洗便所、排水設備等を設置する者に対し、その工事に必要な資金の融資あつ旋及び利子補給を行う制度を廃止すること。

(5) 井戸メーター等の設置費の使用者負担

水道水以外を下水道へ排水する場合に設置する量水器や、下水道へ排水する水量のみを計測する場合に設置する量水器の設置費用は使用者負担とすること。

(6) 量水器検針の隔月化

毎月行っている検針業務を 2か月に 1回検針とすること。ただし、上下水道併せての実施を検討すること。

(7) 排水設備完成検査の有料化

宅内の排水設備の完成検査に対し手数料を賦課徴収すること。額にあっては、近隣市等の状況を調査し、検討すること。

(8) 排水設備台帳の有料化

排水設備の確認申請時に添付する排水設備台帳用紙を有料とすること。

(9) 排水設備指定工事店の指定申請の有料化

排水設備指定工事店の新規指定申請および更新指定申請に対し手数料を賦課徴収すること。

(10) 事業所浄化槽排水の受入れの有料化

事業所排水を終末処理場で受け入れる場合、使用料の賦課徴収を検討すること。ただし、し尿処理場では、無償で受入れ処理をしているため、生活環境部局と十分に調整を図ること。

4. 附帯意見

- (1) 市民に、改定内容を「広報なかつかわ」や「地元説明会」で十分周知すること。
- (2) 下水道事業の健全経営と安定利用のため施設の適正な管理運営に努めること。
- (3) 下水道事業の効果を最大限に引き出すよう水洗化促進に努めること。
- (4) 下水道事業の健全経営のため経営審議会を概ね 4 年ごとに開催すること。

別表 1

◎下水道使用料及び農業集落排水施設使用料並びに個別排水処理施設使用料（月額）

【従量制】

(消費税及び地方消費税を含まず)

料金 種別	基本料金		従量料金	
	汚水量	料金	汚水量	料金
一般汚水	10 m ³ まで	2,400 円	11 m ³ 以上	1 m ³ につき 200 円
			21 m ³ 以上	1 m ³ につき 210 円
			51 m ³ 以上	1 m ³ につき 210 円
			101 m ³ 以上	1 m ³ につき 240 円
公衆浴場	10 m ³ まで	2,400 円	11 m ³ 以上	1 m ³ につき 80 円

【人数制】

(消費税及び地方消費税を含まず)

料金 種別	基本料金		人数料金	
	人数	料金	人数	料金
一般家庭	1人まで	2,400 円	2人目以降 1人増すごとに	820 円を加算

※一般家庭で専用住宅の使用者が水道水以外の汚水を下水道へ排出する場合は、人数制とする。

別表 2

◎下水道使用料及び農業集落排水施設使用料並びに個別排水処理施設使用料（月額）
 （段階移行期間使用料）

【従量制】

(消費税及び地方消費税を含まず)

水量	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
基本料金 10 m ³ まで	1,900.0 円	2,020.0 円	2,150.0 円	2,270.0 円	2,400.0 円
11 m ³ 以上 20 m ³ まで	150.0 円	164.0 円	176.0 円	188.0 円	200.0 円
21 m ³ 以上 50 m ³ まで	160.0 円	174.0 円	188.0 円	202.0 円	210.0 円
51 m ³ 以上 100 m ³ まで	200.0 円	202.0 円	204.0 円	206.0 円	210.0 円
101 m ³ 以上	230.0 円	232.0 円	234.0 円	236.0 円	240.0 円

【人数制】

(消費税及び地方消費税を含まず)

人数	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
基本料金 1 人まで	1,900.0 円	2,020.0 円	2,150.0 円	2,270.0 円	2,400.0 円
2 人目以降 1 人ごとに	760.0 円	776.0 円	792.0 円	808.0 円	820.0 円